

広島県告示第二百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十七年  
七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十七年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字和田の一部、湯来町大字伏谷の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、久井町下津の一部、久井町江木の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、廻神町の一部、君田町泉吉田の一部、布野町横谷の一部、作木町下作木の一部、吉舎町吉舎の一部、甲奴町梶田の一部、吉舎町吉舎・三玉の一部、三和町大力谷の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
庄原市	東城町受原・菅の一部、総領町五箇の一部、東城町菅・川鳥の一部、東城町川鳥の一部、東城町川鳥・保田の一部、東城町森の一部、総領町上領家の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
東広島市	西条町森近の一部、西条岡町・西条町西条の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
廿日市市	中道字貫兵（佐伯）、津田字諏訪・楨ヶ峠・別府・焼迫の一部（佐伯）、津田字東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部（佐伯）・津田字並田・江尻・八幡迫の一部（佐伯）、中道字小住（佐伯）、津田字下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・笹ノ原・柏・西条山の一部（佐伯）、津田字迫口、下内山、上内山、久保田、西河本、東河本、野地、林、西条山、百合野の一部（佐伯）	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部、美土里町本郷の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
北広島町	新庄の一部、大和田、本谷、大朝の一部、立岩、舞綱の一部、川井の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日

大崎上島町	東野の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
世羅町	津口の一部、青水の一部、重永の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
神石高原町	牧の一部、田頭の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日

二 数値情報化事業

大崎上島町	東野の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
世羅町	津口の一部、青水の一部、重永の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
神石高原町	牧の一部、田頭の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
廣島市	湯来町大字麦谷の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
府中市	行簾の一部、上下の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
庄原市	東城町森の一部、総領町五箇の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
廿日市市	飯山の一部、津田字諏訪・榎ヶ峠・別府・焼迫の一部(佐伯)	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日
神石高原町	安田の一部、田頭の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二八年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

坂町	町道宮下一号線	調査期間 交付決定の日 平成二八年三月三十一日
海田町	南つくも町	調査期間 交付決定の日 平成二八年三月三十一日
調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間